

内閣参質一八三第四六号

平成二十五年三月十二日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 平田健二殿

参議院議員福島みづほ君提出原子力発電所の新安全基準骨子案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員福島みずほ君提出原子力発電所の新安全基準骨子案に関する質問に対する答弁書

一及び二の4について

実用発電用原子炉（以下「原子炉」という。）に係る新たな安全基準については、平成二十五年七月十八日までに、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第十七条の規定により改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）に関連する原子力規制委員会規則（以下「関連省令」という。）の施行等を行うこととしている。原子力規制委員会においては、現在、外部有識者を含めた検討会を開催し、発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和四十年通商産業省令第六十二号）、御指摘の安全評価指針を含む各種指針類等を踏まえ、新たな安全基準の具体的な内容について、立地評価（原子炉の立地条件としての周辺公衆との離隔に関する評価をいう。）の在り方及び関連省令に規定することとする事項を含め、検討を行つてあるところである。

二の1から3まで及び5について

立地評価については、御指摘の安全評価指針において、放射性物質の放出の拡大の可能性のある事故等を想定して行うことが必要であり当該指針に適合して行われた立地評価は妥当なものと判断されるとして

いるが、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所の事故において、従来の想定を超えた事象により大量の放射性物質が環境中に放出されたことを踏まえ、現在、立地評価の在り方について、放射性物質の放出量の想定方法の見直しを含め、検討を行つてているところである。